

## 令和4年度柏市食品衛生監視指導計画の実施結果

柏市健康医療部 保健所生活衛生課

柏市では「令和4年度柏市食品衛生監視指導計画」に基づき市民の方々の健康の保護を図るために、食品事業者に対し監視指導を行うとともに、市内に流通する食品等について、食品衛生法に基づく検査等を実施しましたのでその結果をお知らせします。

### 1 監視指導実施状況

柏市内の食品営業施設数について、令和4年度末現在、旧食品衛生法に基づく許可を要する施設は3,068件、改正食品衛生法に基づく許可を要する施設は1,427件、届出を要する食品営業施設は1,886件、ふぐ営業認証施設は42件でした。

柏市内の食品営業施設に対する監視指導について、旧食品衛生法に基づく許可を要する施設は416件、改正食品衛生法に基づく許可を要する施設は80件、届出を要する食品営業施設は95件、ふぐ営業認証施設は41件実施しました。

#### 【旧食品衛生法に基づく許可を要する食品営業施設の状況（単位：件）】

業種	区分	施設数	監視件数
総計		3,068	416
飲食店営業		2,319	280
	一般食堂・レストラン等	899	148
	仕出し屋・弁当屋	174	26
	旅館	19	15
	その他	1,227	91
菓子（パンを含む。）製造業		335	39
乳処理業		-	-
特別牛乳さく取処理業		-	-
乳製品製造業		2	-
集乳業		-	-
魚介類販売業		93	45

魚介類せり売り営業	1	-
魚肉ねり製品製造業	2	1
食品の冷凍又は冷蔵業	5	-
かん詰又はびん詰食品製造業	-	-
喫茶店営業	99	5
あん類製造業	-	-
アイスクリーム類製造業	40	9
食肉処理業	18	5
食肉販売業	80	13
食肉製品製造業	6	1
乳酸菌飲料製造業	-	-
食用油脂製造業	2	-
マーガリン又はショートニング製造業	-	-
みそ製造業	3	1
しょうゆ類製造業	2	1
ソース類製造業	3	-
酒類製造業	5	-
豆腐製造業	6	1
納豆製造業	-	-
めん類製造業	9	4
そうざい製造業	34	9
添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたものに限る）製造業	1	2
食品の放射線照射業	-	-
清涼飲料水製造業	1	-
氷雪製造業	2	-

【改正食品衛生法に基づく許可を要する食品営業施設の状況（単位：件）】

業種	区分	施設数	監視件数
総計		1,427	80
飲食店営業		1,214	66
調理の機能を有する自動販売機		18	-
食肉販売業		17	1
魚介類販売業		23	5
魚介類競り売り営業		-	-
集乳業		-	-
乳処理業		-	-
特別牛乳搾取処理業		-	-
食肉処理業		3	-
食品の放射線照射業		-	-
菓子製造業		85	4

アイスクリーム類製造業	1	-
乳製品製造業	-	-
清涼飲料水製造業	-	-
食肉製品製造業	2	-
水産製品製造業	-	-
氷雪製造業	-	-
液卵製造業	-	-
食用油脂製造業	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	-	-
酒類製造業	-	-
豆腐製造業	3	-
納豆製造業	-	-
麺類製造業	4	-
そうざい製造業	39	1
複合型そうざい製造業	-	-
冷凍食品製造業	1	-
複合型冷凍食品製造業	-	-
漬物製造業	7	-
密封包装食品製造業	6	2
食品の小分け業	3	1
添加物製造業	1	-

【届出を要する食品営業施設の状況（単位：件）】

業種		区分	施設数	監視件数
総計			1,886	95
旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）		185	7
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）		212	14
	乳類販売業		430	18
	氷雪販売業		3	-
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）		264	1
販売業	弁当販売業		6	-
	野菜果物販売業		22	-
	米穀類販売業		12	1
	通信販売・訪問販売による販売業		2	-
	コンビニエンスストア		84	1
	百貨店、総合スーパー		90	4
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）		142	-
	その他の食料・飲料販売業		258	14
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）		-	-

	いわゆる健康食品の製造・加工業	-	-
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	15	-
	農産保存食料品製造・加工業	8	-
	調味料製造・加工業	11	2
	糖類製造・加工業	1	-
	精穀・製粉業	1	-
	製茶業	7	-
	海藻製造・加工業	-	-
	卵選別包装業	-	-
	その他の食料品製造・加工業	27	7
上記以外のもの （改正法による 改正後の法第 68 条第 3 項において 準用されるもの を含む）	行商	5	1
	集団給食施設	84	25
	器具，容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造，加工に限る。）	9	-
	露店・仮設店舗等における飲食の提供のうち，営業とみなされないもの	1	-
	その他	7	-

【ふぐ営業施設の状況（単位：件）】

業種	区分	施設数	監視件数
総計		42	41
飲食店営業		40	39
魚介類販売業		2	2
水産加工・その他		-	-

2 食品等収去検査等の実施状況

令和 4 年度収去検査計画に基づき，137 検体の乳類を含む食品等について，成分規格，規格基準，使用基準等 1937 項目の検査を実施しました。なお，違反はありませんでした。

【食品等の収去試験等の状況（単位：件）】

収去品目	区分	収去等検体数	収去等項目数

総計	135	1933
魚介類	9	23
冷凍食品	-	-
無加熱摂取冷凍食品	-	-
凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	-	-
冷凍直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	-	-
生食用冷凍鮮魚介類	-	-
魚介類加工品（かん詰・びん詰を除く）	-	-
肉・卵類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く）	9	38
乳製品	-	-
乳類加工品（アイスクリーム類を除きマーガリンを含む。）	-	-
アイスクリーム類・氷菓	3	6
穀類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く）	2	4
野菜類果物及びその加工品（かん詰・びん詰を除く）	42	1652
菓子類	20	70
清涼飲料水	1	2
酒精飲料水	-	-
氷雪	2	4
水	-	-
缶詰びん詰食品	-	-
その他の食品	47	134
添加物	-	-
化学的合成品及びその製剤	-	-
その他の添加物	-	-
器具及び容器包装	-	-
おもちゃ	-	-
その他	-	-

【乳類の収去試験等の状況（単位：件）】

収去品目	区分	収去等 検体数	収去等 項目数
総計		2	4
生乳		-	-
牛乳		1	2
部分脱脂乳		-	-
加工乳		-	-
脂肪分 3%以上		-	-
脂肪分 3%未満		-	-
その他		1	2

3 違反食品等の発見状況

令和4年度の違反食品等の発見は0件でした。

4 食中毒発生状況

令和4年度の食中毒発生件数は0件でした。

## 5 衛生教育実施状況

食品衛生関係講習会は10回開催し受講者は351人で、食中毒予防、HACCPに関する内容、食品衛生法改正等について周知するとともに、衛生に関する意識の向上を図りました。

### 【衛生教育実施状況（単位：回，人）】

対象者	延回数	延受講者数
総計	10	351
食品関係従事者	9	345
消費者	1	6